

このご案内は令和2年5月26日付で事業主様宛に送付したものと同様のものです。

「緊急事態宣言」解除に伴う当組合の対応について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より当組合の事業運営に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた緊急事態宣言が、令和2年5月25日 政府より解除されました。

この解除を受け、当組合の対応といたしましては、引き続き感染リスクを排除するとともに、感染拡大防止策の徹底を図ったうえで、これまで停止していた一部業務を再開することとしております。

つきましては、今後の業務の取り扱いを下記のとおりとさせていただきますのでお知らせいたします。

ご不便をお掛けいたしますが、何卒ご理解ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1	電話受付の時間短縮	引き続き時差出勤に伴う、電話対応時間の短縮を継続させていただきます。 【対応時間】 9:00~16:00 【対象電話番号】 03-3834-7213 適用課 03-3834-7214 保険給付課 03-3834-7215 医療給付課 03-3834-7216 健康事業課 03-3834-7217 健康推進課
2	窓口による受付業務について	組合窓口による受付業務は原則中止しております。各種届出書、申請書の提出については、引き続き郵送でお願いいたします。
3	直営保養所の再開について	感染症対策を行ったうえで、令和2年6月19日より再開予定です。 詳しくはコチラをご覧ください。
4	大宮運動場の利用再開について	感染症対策を行ったうえで、令和2年6月19日より再開予定です。 詳しくはコチラをご覧ください。
5	健康推進事業の再開について	感染症対策を行ったうえで、順次再開する予定です。 詳しくはコチラをご覧ください。

以上

事業主および被保険者、被扶養者の皆様へ

「緊急事態宣言」解除に伴う保健施設事業の再開について

当組合の保健施設事業につきましては、4月7日に新型コロナウイルス感染拡大に伴う「緊急事態宣言」がなされたました後に、直営保養所「強羅グリーンハイツ」「オレンジドームゆがわら」の休館、及び「大宮運動場」の利用停止を行ってまいりました。

この度、報道等でご承知のとおり、5月25日に「緊急事態宣言」が解除されました。この解除を受け、当組合といたしましては、先述いたしました施設事業について、感染症予防対策を十分に行ったうえでの再開を予定しております。

なお、再開後も感染症予防対策上、施設内設備の利用に制限を設ける場合もございます。日頃より当組合の保健施設をご利用いただいている皆様には、引き続きご不便をおかけいたしますが、何より加入員の皆様の安全確保の観点からの措置でありますことから、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

記

- 直営保養所

「強羅グリーンハイツ」「オレンジドームゆがわら」とも、感染症予防対策を図り、6月19日より再開予定。

- 大宮運動場

野球場・テニスコートとも、6月19日より再開予定。

利用の際は、別紙「大宮運動場の利用再開について」をご確認ください。

—今後の状況等により、変更となることもございます。その際には改めて

お知らせいたします。ご承知おきくださいますよう併せてお願い申し上げます。—

《お問い合わせ》

保健事業部 健康事業課 03-3834-7216

事業主および被保険者、被扶養者の皆様へ

大宮運動場の利用再開について

当組合大宮運動場につきましては、6月19日より運営を再開する予定としております。再開後のご利用にあたりましては、引き続き感染防止のため、以下の注意事項と対策を実践し、利用者の皆様が安全に楽しくプレーできますよう、ご協力をお願いします。

運動場を利用する際の注意事項

- ① クラブハウス施設（更衣室・シャワー室・レストハウス・会議室・館内トイレ）は感染リスクの高い三密になりやすい閉鎖空間である事から、休館を継続していますので、予めご了承ください。
- ② 場内更衣室では密にならないよう利用者間で譲り合い、迅速かつ少人数ごとに利用してください。
- ③ 当日の利用受付の際はマスクの着用をお願い致します。
- ④ 運動場付帯設備の除菌作業を行なう都合上、17時迄のご利用とさせていただきます。
- ⑤ 大規模なイベント、大会、団体利用、サークル活動等は感染リスクが高くなるためお断りします。なお、テニスコートにつきましては、当分の間1面あたり8名までの利用とさせていただきますので、ご理解のほどお願いします。

プレー中の注意事項

- ・ プレーを行っていない際や会話をする際にはマスクの着用をお願いします。
- ・ プレー前と終了後は十分に手洗いをしてください。
- ・ 大きな声で会話、応援や握手、ハイタッチは行わないようにしてください。
- ・ 野球場においては、ベンチが密にならないように留意してください。（イス、敷物等をご持参のうえ、ベンチ外も利用してチームメイト間の距離を出来るだけ確保してください。）
- ・ テニスコート場内においては、ソーシャルディスタンスをお願いします。
- ・ ラケット、バット等道具はなるべく共用を避けてください。共用する際は、手袋の着用、使用後の拭き取りなど努めてください。

「密集」・「密接」を避け、感染防止対策の実践をお願いします。

事業主および被保険者、被扶養者の皆様へ

「緊急事態宣言」解除に伴う健康推進事業の再開について

○事業所訪問事業

6月から事業所訪問事業を再開いたします。順次、事業所様に連絡を行い、日程決定のうえ訪問をさせていただきます。その際に、職員はマスク着用、アルコール消毒を実施し感染症予防には注意を払い実施していきます。

○当組合保健師による特定保健指導について

6月から特定保健指導の初回面談・継続支援面談を再開いたします。該当事業所様には連絡を行い、日程決定のうえ訪問をさせていただきます。その際に、保健師はマスク着用、アルコール消毒を実施し感染症予防には注意を払い、面談を実施していきます。

○訪問型健康教室

申込事業所様毎に三密状態とならないよう環境に注意を払いながら実施していきます。

○事業所と一緒に禁煙チャレンジ

禁煙チャレンジでは『タバコについて』の講義を行いますが、三密状態とならないよう環境に注意を払いながら実施をしていきます。

○その他の事業

感染症対策等を徹底・実践し、順次再開してまいります。

《お問い合わせ》

保健事業部 健康推進課 03-3834-7217